# 須坂市立井上小学校 いじめ防止基本方針

- 1 いじめの定義といじめに対する基本的考え
- (1) いじめの定義

自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じている もの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。(インターネットを通じて行われるものを含む)

- (2)いじめに対する基本的な考え方
  - ○いじめは決して許されないことであり、また、どの子どもにも、どの学校でも起こりえるものである。
  - ○学校教育に携わるすべての関係者一人一人が、改めていじめ問題の重要性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応する必要がある。

#### 2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1)いじめ対策委員会

校長、教頭、教務主任、担任、学年主任、生徒指導主任、養護教諭等 必要に応じて関係教職員、スクールカウンセラー、PTA 会長で組織する。

(2) 生活指導係会

生徒指導主任、連学年代表、児童会代表、養護教諭で組織され、月ごと定例会を開催する。

#### 3. いじめ防止等のための対策

- (1) 未然防止の取り組み(いじめを許さない学校づくりに向けて)
  - ① いじめの起きにくい学校・学級づくりに努める。
    - ・「わかる授業」の展開と人権感覚を養う道徳教育の充実。
    - ・交流活動をはじめとする自己肯定感が高められる人間関係づくり。
  - ② 「いじめは絶対に許さない」という姿勢の周知。
  - ③ 児童の生活上の小さな変化を見逃さないために保護者との信頼関係づくりに心がける。
  - ④ 情報モラル教育の実施。
  - ⑤ 日頃より児童と向き合う時間の確保に努め、児童の生活の変化に気づくように努める。

## (2) いじめ早期発見の取り組み

- ① 児童の悩みを積極的に受け止めることができるような体制を整備し、情報収集に努める。
  - ・教育相談窓口を保健室に置き、子どもが悩みを相談しやすいような雰囲気づくりに努める。
  - ・スクールカウンセラーの積極的な活用。
  - ・いじめアンケートや学担による教育相談。
- ② 学校全体で組織的に対応し、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する。
  - ・学年会・生活指導係会を中心とした情報交換。
  - ・QU等の検査を活用し、児童の学校生活満足度や意欲、社会生活の把握に努める。
- ③ 学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報について、日頃より、家庭や地域に積極的に公表し、保護者や地域住民の理解を得られるように努める。
- ④ 児童の情報端末機の所持率の把握と、児童間の情報に注意するなどインターネットを利用したいじめ の早期発見に努める。

## (3) いじめが起きた時の対応

- ★いじめられている子への対応
  - ①受容:つらさや悔しさを十分に受け止める。→傾聴の姿勢
  - ②安心:具体的支援内容を示す。→教師は絶対的な味方
  - ③自信:よい点を認め励まし、自信を与える。
  - ④回復:人間関係の確立をめざす。→交友関係の醸成
  - ⑤成長:自己理解を深め、改善点を克服する。→自立の支援

#### ★いじめている子への対応

- ①確認:いじめの事実関係、背景、理由等を確認する。
- ②傾聴:不満、不安等の訴えを十分に聴く。→受容的態度
- ③内省:いじめられる子のつらさに気づかせる。
- ④処理:課題解決のための援助を行う。
- ⑤回復:役割体験等を通じて所属感を高める。

#### ★いじめられている子の保護者への対応

- ①いじめの事実を正確に伝える。
- ②学校はいじめられている子を守るという姿勢を示す。
- ③信頼関係を構築する。→不用意な発言をしない。
- ④家庭との連絡を密接にとる。(被害者の保護、加害者への指導、学級内の人間関係の改善)

#### ★いじめている子の保護者への対応

- ①事実だけをきちんと伝える。
- ②保護者の心情を理解する。 (怒り、情けなさ、自責の念、今後への不安等)
- ③具体的な助言を与え、子どもの立ち直りを目指して協力してもらう。

#### ★学級に対する対応

- ①具体的な事実に基づいて話し合う。(当事者の理解・配慮)
- ②いじめられた子どもに共感させ、いじめた子どもも学級集団に情緒的に取り組むようにする。
- ③傍観者の意味を考えさせ、人権意識の芽を育てる。
- ④「いじめ・いじめられ」行為が無くなるだけでなく、傍観したり、無関心であったりする意識を転換し、 友情を基盤とする学級をつくる。
- ⑤ 意図的・継続的に学級にはたらきかけ、確実に指導していく。

## 〈学級での話し合いの進め方〉

- ア 事実と問題の明確化・・いじめは許されない行為である。
- イ 冷静な解決策の模索・・生活の振り返り、自己内省による知的変革。
- ウ 行動指針の発見・・内省による具体的行為(是認、沈黙→責任の確認)人権意識の育成、信頼感の確立
- エ 連帯感の育成、人間関係作り・・自己存在感

# ★関係機関との連携

# (4) 重大事態が起きた時の対応

- ①教育委員会への報告とともに警察等関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- ②市及び県教育委員会と連携して、須坂市学校問題解決支援チーム(弁護士・医師・臨床心理士などの外部専門家 10 名以内で編制)の協力を仰ぎながら、原則として本校いじめ対策委員会が中心となり学校組織をあげて対応する。
- ③事実関係を明確にするための調査については、教育委員会と連携しながら学校組織をあげて行う。
- ④被害児童・保護者に対し、調査等によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め適時・適切な 方法によりその説明に努める。
- ⑤被害児童・保護者の意向に十分に配慮した上で保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
- ⑥いじめ対策委員会で再発防止策をまとめ、学校組織をあげて着実に実践する。